

佐本規制発第201号
 佐本交企発第196号
 佐本交指発第244号
 令和3年11月2日

関係各所属長 殿

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日まで
規制調査係	

交 通 部 長

放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検について(通達)

通学路における交通安全対策については、「通学路における合同点検の実施について(通達)」(令和3年7月15日付け佐本規制発第136号ほか)に基づく市町立小学校等の通学路を対象とした合同点検(以下単に「合同点検」という。)を行い、その結果を受けて検討・実施しているところであるが、この度、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」(令和3年8月4日交通安全対策に関する関係閣僚会議決定)に基づく放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検(以下単に「安全点検」という。)の実施について、厚生労働省から別添のとおり各都道府県児童福祉主管部長等に対して通知がなされた。

安全点検の概要及び留意事項は、下記のとおりであるので、各警察署においては、関係機関等と連携しながら、適切に対応されたい。

記

1 安全点検の概要

安全点検は、放課後児童クラブごとに設定された利用児童の主たる来所・帰宅経路のうち、通学路と重ならない部分について、各市町の放課後児童クラブの担当部局の職員及び各放課後児童クラブの放課後児童支援員等(以下「放課後児童クラブ関係者」という。)が、合同点検と同様の観点から、令和3年12月末までに実施することとされている。

安全点検を通じて把握された危険箇所については、放課後児童クラブ関係者が、利用児童及びその保護者に周知するとともに、必要に応じて迂回する

よう注意喚起を行うほか、帰宅時の付添いや見守り等の対策を検討することとされている。

なお、各市町の放課後児童クラブの担当部局では、令和4年度以降、各市町の「通学路交通安全プログラム」等に基づく推進体制に参画することを検討することとされており、安全点検を通じて把握された危険箇所について、放課後児童クラブ関係者による注意喚起等のほかに必要となる対策についても、今後、同推進体制において検討されることとなる。

2 留意事項

- (1) 放課後児童クラブ関係者から、安全点検を通じて把握された危険箇所に係る注意喚起の実施方法等に関する相談等があれば、必要な助言を行うなど、積極的に協力すること。
- (2) 各市町の放課後児童クラブの担当部局が「通学路交通安全プログラム」等に基づく推進体制に参画しているか否かにかかわらず、放課後児童クラブ関係者から、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等に関する要望があれば、道路管理者をはじめとする関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施すること。
- (3) 放課後児童クラブ関係者から、防犯面に関する相談等があれば、関係課に情報提供するなど、適切に対応すること。

子子発 1 0 1 8 第 1 号
令和 3 年 10 月 18 日

各 都道府県 児童福祉主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）

放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について（依頼）

先般、千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、通学路における交通安全を一層確実に確保するため、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して作成された「通学路における合同点検等実施要領」（以下「通学路点検実施要領」という。）が、令和3年7月9日に発出されたところ（以下、通学路点検実施要領に基づく通学路における合同点検等を「通学路合同点検等」という。）である。

この事故を受け、「交通安全対策に関する関係閣僚会議」が開催され、同年8月4日に「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（以下「緊急対策」という。）が取りまとめられたところであり、放課後児童クラブについては、「放課後児童クラブの来所・帰宅経路についても、市町村立小学校が行う合同点検を踏まえつつ、安全点検を実施する」とされたところである。

この「緊急対策」に基づき、通学路点検実施要領等の内容も踏まえつつ、放課後児童クラブの来所・帰宅経路のうち通学路と重ならない部分について、児童の来所・帰宅時における安全確保を図るため、今般、別紙のとおり「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検実施要領」（以下「実施要領」という。）を作成したので、内容を御了知の上、安全点検の実施をお願いします。

なお、今回の安全点検は全国一斉の再点検を行うものではなく、既に各区市町村において八街市の事故を踏まえた観点で点検が行われている場合や、各放課後児童クラブの来所・帰宅経路について、既に実施要領の4.の「点検の観点」と同等の安全点検を実施している場合等には、新たな点検を求めないなど、地域の実情を踏まえた柔軟な対応を図るものである。

放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検実施要領

1. 目的

- 先般、千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、通学路における交通安全を一層確実に確保するため、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して作成された「通学路における合同点検等実施要領」（以下「通学路点検実施要領」という。）が、令和3年7月9日に発出された（以下、通学路点検実施要領に基づく通学路における合同点検等を「通学路合同点検等」という。）。
- この事故を受け、「交通安全対策に関する関係閣僚会議」が開催され、同年8月4日に「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（以下「緊急対策」という。）が取りまとめられたところであり、放課後児童クラブについては、「放課後児童クラブの来所・帰宅経路についても、市町村立小学校が行う合同点検を踏まえつつ、安全点検を実施する」とされたところ。
- この「緊急対策」に基づき、通学路点検実施要領等の内容も踏まえつつ、放課後児童クラブの来所・帰宅経路のうち通学路と重ならない部分について、児童の来所・帰宅時における安全確保を図るため、下記安全点検を実施する。
- なお、今回の安全点検は全国一斉の再点検を行うものではなく、既に各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において八街市の事故を踏まえた観点で点検が行われている場合や、各放課後児童クラブの来所・帰宅経路について、既に4.の「点検の観点」と同等の安全点検を実施している場合等には、新たな点検を求めないなど、地域の実情を踏まえた柔軟な対応を図る。

2. 実施対象

- 管内市町村の児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の来所・帰宅経路のうち通学路と重ならない部分について、安全点検（※1）を実施。
- 通学路と重なる部分については、通学路合同点検等が実施されるため、放課後児童クラブとして独自の対応は不要である。

（※1）安全点検とは、「放課後児童クラブ等への来所・帰宅時における安全点検リスト（平成30年7月）」（以下「安全点検リスト」という。）の項目（例：放課後児童クラブ用の1の11や14の項目等）を参考にしつつ、4.の「点検の観点」を

含めて来所・帰宅経路を点検し、その結果を踏まえて、利用児童やその保護者に対する注意喚起等を行うことを指す。

3. 実施期間

- 令和3年12月末までに安全点検を実施し、その状況について厚生労働省に報告(※2)する。

(※2) 報告方法は「5. 実施状況の報告」を参照。なお、地域の実情により、令和3年12月末までに報告が難しい場合にも、令和4年1月末を目途にできるだけ速やかに提出するよう努めること。

4. 実施内容

① 安全点検等について

ア 放課後児童クラブにおける来所・帰宅経路の設定等

- ・ 以下の「今回の点検全体を不要と判断可能とする場合」に該当するものを除き、放課後児童クラブにおいて、利用児童共通の「主たる来所・帰宅経路」を設定し、そのうち、通学路と重ならない部分を特定(※3)する。なお、放課後児童クラブにおいて設定した「主たる来所・帰宅経路」については、保護者と共有すること。
- ・ 「主たる来所・帰宅経路」の設定に当たっては、通学路が、交通安全の観点も含めた通学路の条件を踏まえて設定されている(※4)ことから、できるだけ通学路と重なるようにして設定することを検討すること。

(※3) 放課後児童クラブにおいて、通学路の指定状況が不明な場合は学校に確認をする。なお、複数の放課後児童クラブから学校に照会を行うことにより、学校に過度な事務負担が生じないように、市町村の放課後児童クラブ担当部局が学校や教育委員会に確認し通学路の指定状況を取りまとめた上で、放課後児童クラブに情報提供する等の対応についても検討すること。

(※4) 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(平成31年3月文部科学省)別表に記載されている「通学路の条件」参照。

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_02.pdf

(今回の点検全体を不要と判断可能とする場合)

- 利用児童全員が「放課後児童クラブ送迎支援事業」を利用している場合(※5)
- 全ての開所日において来所・帰宅時の保護者の送迎を義務としている場合

(※6)

- 放課後児童クラブが既に、平成25年12月6日「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（文部科学省、国土交通省、警察庁）に基づき各市町村で構築している推進体制に参画し、通学路と重ならない部分も含めて点検等を実施している場合（この場合であっても、「主たる来所・帰宅経路」の設定が行われていない場合には、その設定までは行うこと）
- その他、来所・帰宅時において大人の付き添い等による送迎を実施している場合等、来所・帰宅経路について安全が確保されているものと市町村の放課後児童クラブ担当部局が認める場合

(※5) 地域の方々の付き添いやバス等による送迎を実施していることから、安全が確保されているものと考えられるため、安全点検の対象外として差し支えないものとする。

(※6) 来所・帰宅時のいずれかのみ保護者の送迎を義務としている場合は、保護者の送迎を実施していない経路について安全点検を実施する。また、特定の日のみ保護者の送迎を実施している場合は、保護者が送迎を実施している経路も含めて安全点検を実施すること。

イ 安全点検リストの項目を参考にした点検の実施等

- ・ アにおいて設定した来所・帰宅経路のうち通学路と重ならない部分について、放課後児童クラブ関係者（※7）が、安全点検リストの項目を参考にしつつ、下記ウ「点検の観点」を含めた点検を行う。（ただし、以下の場合には、改めて安全点検リストの項目を参考にした点検を行わないこととしても差し支えない。）

(※7) 市町村の放課後児童クラブ担当部局の職員、各クラブの放課後児童支援員等において、地域の実情に応じて、役割分担の上、協力して実施すること。また、「放課後児童クラブ運営指針」及び同指針解説書において、来所及び帰宅時の安全確保に当たって保護者と協力する旨を示していることも踏まえ、可能な範囲で、保護者の協力を得つつ実施すること。以下、同じ。

（必ずしも安全点検リストの項目を参考にした点検を必要としない場合）

- 各放課後児童クラブの来所・帰宅経路について、既に下記ウ「点検の観点」と同様の観点で確認がなされていると判断できる場合（※8）。

(※8) 放課後児童クラブ関係者による点検や、学校・保護者等からの情報提供等を通じて、下記ウ「点検の観点」も含めて、定期的に交通安全マップ等を作成・更新等をしている場合、その他これと同等の効果があると認められる場合などはこれに含まれる。

ウ 点検の観点

- ・ 放課後児童クラブについては、これまでも利用児童の交通安全の取組みを進めていることや今回の八街市の事故に鑑み、通学路合同点検等と同様に、特に、以下の観点を含めて、安全点検リストの項目を参考にした点検等を実施する。その際、市町村の放課後児童クラブ担当部局は、安全点検リストの項目を参考にした点検に先立って、市町村教育委員会から通学路合同点検等における確認方法や判断基準について共有を受けた上で、各放課後児童クラブに情報提供する。

なお、点検に当たっては、利用児童の来所・帰宅の時間帯の状況が把握できるよう、できるだけ同時時間帯に実施されることが望ましい。

(点検の観点)

- ✓ 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上が
りやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ✓ 過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所
- ✓ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所
など

エ 利用児童・保護者への注意喚起等

- ・ 上記の点検を通じて、従来把握されていなかった危険と考えられる箇所が把握された場合、放課後児童クラブ関係者は、利用児童やその保護者に周知を行うとともに、例えば必要に応じて迂回すること等の通行に当たっての留意点について注意喚起を行う。(※9)。

(※9) 必ず実施することを求めるものではないが、可能な場合には、放課後児童クラブ関係者の判断により、帰宅時の付き添いや危険箇所における見守りなど、危険箇所に対する対策を実施することについても検討することが望ましい。

- ・ なお、今回の点検だけに限らず、利用児童の来所・帰宅時の安全確保のため、日頃から、放課後児童クラブにおける安全点検リストに沿った点検や交通安全対策の実施等が必要であることに留意。

② 今後の対応について

- ・ 今回の安全点検の結果も踏まえ、今後、必要な交通安全対策を検討・実施していくに当たっては、平成25年12月6日「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(文部科学省、国土交通省、警察庁)に基づき、各市町村で構築し

ている推進体制（以下、「推進体制」という。）に、来年度以降、市町村の放課後児童クラブ担当部局も参画することを検討すること。

- ・各市町村で構築している推進体制への円滑な参画に当たっては、より円滑に参画ができるよう、放課後児童クラブ担当部局において、予め、

下記「5. 実施状況の報告」の様式において報告事項としている、

- ・危険と考えられる箇所、対策が必要となると考えられる箇所の住所
- ・危険と考えた又は対策が必要となると考えた理由

等に加えて、

- ・各放課後児童クラブの場所、設定した「主たる来所・帰宅経路」（通学路と重なる部分も含む）や対策が必要となると考えられる箇所が落とし込まれた地図

等の情報について、準備しておくことが望ましい（※10）。その際、各市町村における推進体制の担当部局から、当該推進体制において例年使用されている様式・形式などの情報提供を受けた上で、その内容も参考にしながら情報を整理して把握しておくこと。合わせて、今回の安全点検を通じて設定した「主たる来所・帰宅経路」や、通学路との重なり合いの状況等についても、厚生労働省への報告事項に含まれているかどうかに関わらず、情報を整理して把握しておくこと。

（※10）「対策が必要となると考えられる箇所」については、今回の安全点検により把握した「危険と考えられる箇所」のうち、上記「エ 利用児童・保護者への注意喚起等」による対策に加えて、今後、道路管理者や警察当局も交えた推進体制において更なる対策を検討すべきと考えられる箇所について挙げること。

- ・交通安全の一層の確保の観点から、放課後児童クラブ送迎支援事業の活用等について検討すること。

5. 実施状況の報告

- 各放課後児童クラブは安全点検の実施状況について、安全点検が終了次第速やかに様式1により市町村の放課後児童クラブ担当部局に提出する。
- 市町村の放課後児童クラブ担当部局は安全点検の実施状況について、管内放課後児童クラブの結果をとりまとめたものを様式2により都道府県に提出する。
- 都道府県は管内市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）の様式2のデータを令和3年12月末までに厚生労働省に提出をすること。なお、令和3年12月末までに報告が難しい場合は、令和4年1月末を目途に速やかに提出するよう努めること。

様式1 放課後児童クラブ用

※黄色のセルについて記入をお願いします。 ※本表は放課後児童クラブ単位で作成（1つのクラブで複数の支援単位を持っている場合でもクラブ単位で作成）をお願いします。

都道府県名	
市町村名	
放課後児童クラブ名	
担当者名	
電話番号	

（推進体制への参画の有無）

推進体制への参画の有無	
-------------	--

※参画している場合は「○」、参画していない場合は「×」を記入してください
※推進体制とは『平成25年12月6日「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（文部科学省、国土交通省、警察庁）に基づき各市町村で構築している推進体制』を指します。

（来所・帰宅経路の設定状況等）

①来所・帰宅経路の設定の状況	
----------------	--

※来所帰宅経路を設定した場合又は既にしていた場合は「○」、設定していない場合は「×」を記入してください。
※実施要領4. ① アに記載する「今回の点検全体を不要と判断可能とする場合」に該当し、来所・帰宅経路の設定をしなかったクラブは「×」を記入してください。

②①において設定した経路について保護者への共有の有無	
----------------------------	--

※設定した又はしていた来所・帰宅経路について、保護者に共有をした又はしている場合は「○」、保護者に共有をしていない場合は「×」を記入してください。

（「今回の点検全体を不要と判断可能とする場合」の該当状況）

①今回の点検全体を不要と判断した	
------------------	--

※実施要領4. ① アに記載する「今回の点検全体を不要と判断可能とする場合」に該当し、今回の安全点検を実施しなかったクラブの場合は「○」を記入してください。

②①において不要と判断した場合には、その理由	
------------------------	--

様式1 放課後児童クラブ用

(危険と考えられる箇所の位置・現状等)

番号	① 危険と考えられる箇所の位置・現状 (交差点、〇〇前、路線等)	② ①について点検の 観点により 判断	③ ①について点検の観点 以外により判断	④ ③と判断した理由	⑤ 利用児童や保護者に対する危険箇所の注意喚起の実施の有無	⑥ ⑤以外の放課後児童クラブで実施できる対策の実施の有無	⑦ ⑥の対策の内容
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
合計	〇箇所	0箇所	0箇所		0箇所	0箇所	

※②、③欄は、いずれか一方に「〇」を記入してください。(②と③の合計欄の足し上げが①の合計箇所数と一致していることを確認してください。)

※⑤、⑥、⑨欄は、該当するもの全てに「〇」を記入してください。

<点検の観点> 実施要領4. ① ウ

- ✓ 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ✓ 過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所
- ✓ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所

様式1 放課後児童クラブ用

番号	① 危険と考えられる箇所の位置・現状 (交差点、〇〇前、路線等)	⑧ ⑦の回答が「③その他」の場合は具体的な対策の 内容を記入	⑨ ⑤及び⑥以外の対 策が必要と考えられ る箇所の有無	⑩ ⑨の対策が必要と判断した理由
1	0			
2	0			
3	0			
4	0			
5	0			
6	0			
7	0			
8	0			
9	0			
10	0			
11	0			
12	0			
13	0			
14	0			
15	0			
16	0			
17	0			
18	0			
19	0			
20	0			
21	0			
22	0			
23	0			
24	0			
25	0			
26	0			
27	0			
28	0			
29	0			
30	0			
合計	〇箇所		0箇所	

※行が不足する場合は適宜追加をお願いします。
※行の幅を変更することはかまいません。

様式2 市町村放課後児童クラブ担当部局用

※黄色のセルについて記入をお願いします。
※提出の際は、ファイル名の頭「【都道府県名・市町村名】」に都道府県名及び市町村名を記載してください。

都道府県名	
市町村名	
所管部局・課・係名	
担当者名	
電話番号	

管内の放課後児童クラブ数	か所
うち安全点検を実施した放課後児童クラブ数	0 か所
うち安全点検を実施していない放課後児童クラブ数（※）	か所

※実施要領4. ① アに記載する「今回の点検全体を不要と判断可能とする場合」に該当し、今回の安全点検を実施しなかったクラブ数
※様式1の「今回の点検全体を不要と判断可能とする場合の該当状況」の①

推進体制（※）への参画の有無	
----------------	--

↓
「○」の場合は以下の問について回答してください（複数選択可）。

市町村放課後児童クラブ担当部局が参画		※様式1の「推進体制への参画の有無」
管内全ての放課後児童クラブが参画		※様式1の「推進体制への参画の有無」
管内の一部の放課後児童クラブが参画		※様式1の「推進体制への参画の有無」

※推進体制とは『平成25年12月6日「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（文部科学省、国土交通省、警察庁）に基づき各市町村で構築している推進体制』を指します。

（来所・帰宅経路の設定状況等）

来所・帰宅経路を設定した放課後児童クラブ数（※1）	か所
来所・帰宅経路を設定していない放課後児童クラブ数	0 か所
合計	0 か所

↓
経路を設定した放課後児童クラブにおける保護者への共有の状況をお答えください。

設定した経路について保護者へ共有した放課後児童クラブ数（※2）	か所
設定した経路について保護者へ共有していない放課後児童クラブ数	0 か所
合計	0 か所

※1 様式1の「来所・帰宅経路の設定状況等」の①
※2 様式1の「来所・帰宅経路の設定状況等」の②

（危険と考えられる箇所の位置・現状等）

①危険と考えられる箇所（様式1の「危険と考えられる箇所」の①）	か所
②①のうち、「点検の観点」のもの（様式1の「危険と考えられる箇所」の②）	か所
③①のうち、「点検の観点」以外のもの（様式1の「危険と考えられる箇所」の③）	0 か所
④①のうち、利用児童や保護者に対する注意喚起の実施箇所数（様式1の「危険と考えられる箇所」の⑤）	か所
⑤①のうち、④以外の放課後児童クラブで実施できる対策の実施箇所数（様式1の「危険と考えられる箇所」の⑥）	か所
⑥⑤の対策の内容（様式1の「危険と考えられる箇所」の⑦）	0 か所
帰宅時の職員等による付き添いの実施	か所
危険箇所における職員等による見守りの実施	か所
その他	か所

(⑥の「その他」の主な内容)

--

【参考】関係通知等

- 平成 30 年 7 月 11 日「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000332788.pdf>

- 平成 25 年 12 月 6 日「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（文部科学省、国土交通省、警察庁）

<https://www.mlit.go.jp/road/sesaku/pdf/h2512.pdf>